【別表】セーフティネット保証5号（イ）認定要件確認表

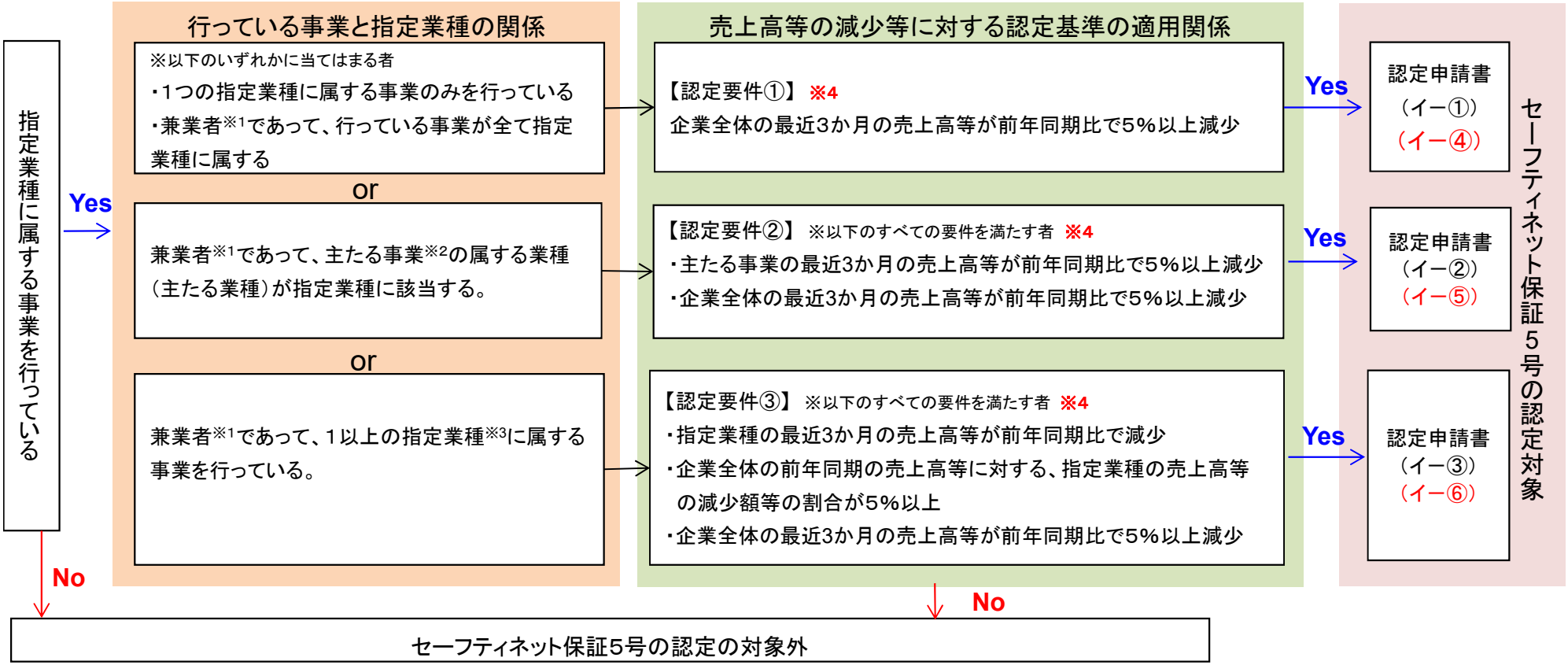

※1：兼業者とは、2以上の細分類業種に属する事業を行っている中小企業者をいう。業種の定義については「日本標準産業分類」による。
※2：主たる事業とは、最近1年間の売上高等が最も大きい事業をいう。
※3：主たる業種かどうかは問わない。
※4：新型コロナウイルス感染症による影響を受けている中小企業にあっては、最近1か月間の売上高等が前年同月比で5%以上減少しており、
かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同月比5%以上減少していることを要件とすることも可能。（セーフティネット保証4号の指定期間中の取り扱い）

注）事業と指定業種の関係について、複数の関係に当てはまる場合、どの関係に基づいて認定申請を行うかは、申請者が選択可能。